

令和6年度守口市一般会計補正予算（第10号）
歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

事業名等	款	項	目	節	補正額		財源内訳(歳入)					備考
							国庫 支出金	府 支出金	地方債	その他	一般財源	
中学校電子錠扉設置工事	教育費	中学校費	学校管理費	工事請負費	前	63,030	23,826		23,800		15,404	・学校施設環境改善交付金 ・義務教育施設整備事業費債
					後		29,246		18,600		15,184	〃
補正（後－前）							5,420		▲ 5,200		▲ 220	

【参考】

令和6年度守口市一般会計補正予算（第9号）
繰越明許費の補正

（単位：千円）

事業名	款	項	金額
市立中学校電子錠扉設置事業	教育費	中学校費	63,030

令和7年度守口市一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳（歳入）					備考	
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源		
戸籍法改正に伴う振り仮名事務事業	総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	報酬	6,147	6,147				0	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	
				職員手当等	1,754	1,754				0		
				旅費	484	484				0		
障がい福祉システム改修事業	民生費	社会福祉費	障がい者福祉費	委託料	5,359	2,679				2,680	地域生活支援事業費等補助金	
带状疱疹ワクチン接種事業	衛生費	保健衛生費	予防費	報酬	2,197						2,197	
				職員手当等	877						877	
				旅費	242						242	
				需用費	138						138	
				役務費	864						864	
				委託料	75,786						75,786	
				負担金、補助及び交付金	2,843						2,843	
合 計					96,691	11,064				85,627		

補正に必要な一般財源については、財政調整基金 85,627 千円で財源措置します。

（参考）補正後の歳入歳出予算の総額

補 正 前 の 額	79,735,995 千円
補 正 額	96,691 千円
補 正 後 の 額	79,832,686 千円

市政情報の公表、情報発信等の考え方について

1 会議等に関する情報の公表

以下の会議（委員会、協議会等を含む。）について、構成員、会議資料及び会議録をホームページで公表することを原則とする。

（1）庁内の意思決定に関する会議

市長が主宰する最終意思決定会議である行政会議

（2）附属機関の会議

指定管理者、公募型プロポーザルによる事業者の選定、行政計画の策定等に関する審議、調査等を行う会議

※ ただし、事業者選定に係る審議等においては、民間事業者のノウハウ等の公開により、特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれのある場合も想定されることを踏まえ、取扱いについては、総務部総務課による『守口市指定管理者選定事務の指針』又は総務部契約課による『守口市公募型プロポーザル方式事務マニュアル』に基づく。

（3）その他

公募型プロポーザルによる事業者選定において、市職員のみを構成員とする選定委員会により実施する場合の取扱いについては、（2）に準ずる。

2 行政計画の策定過程の公表

策定に向けて附属機関による審議が行われる場合は、1（2）により公表。

なお、行政計画については、守口市パブリックコメント実施要綱に基づき、原則としてパブリックコメントを実施することとなるため、パブリックコメントの段階で計画案を公表し、市民等から意見を聴取する。

3 行政計画の進捗状況の公表

進捗把握を行っている行政計画については、進捗把握の状況に基づき、原則として公表する。

4 事件や事故、行政事務の誤り（事務ミス）等が生じた場合の公表

これらの事案が生じた場合における市議会、報道機関、市民への情報発信の流れは、令和3年11月1日付け令和3年度第8回行政会議で提示しており、この流れに沿って引き続き事務を進める（別添「参考資料」）。

参考資料中にあるとおり、「ヒト」の生命に重大な影響を与えるおそれのある事案や、市民に多大な不利益が生じるおそれのある事案等は、直ちに所管部

局長が、副市長・市長に口頭報告」とともに、「報道発表が必要と所管部局長が判断した場合」は、事務フローチャートに沿って進めることとなるが、副市長・市長への口頭報告を要する事案については、公表を原則とする。

※ 事案が生じた際の具体的な対応方法や報告レベルの詳細については、『守口市危機管理対応指針』（令和3年3月）による。

※ 公表することにより、事案の関係者に多大な不利益が生じる場合等は公表の対象外。情報提供のレベルは、事案に応じて各部局で判断。

5 イベント情報の発信

イベントを実施する場合は、ホームページや各種SNS、広報誌を活用し、十分な周知期間を設けて発信。また、原則として報道発表も実施する。

→ イベントの内容のみならず、そのイベントが何を目的として実施するものかもしっかりと周知。イベント実施のみが目的とならないように。

行政情報の資料提供（情報発信）に係る事務について ②

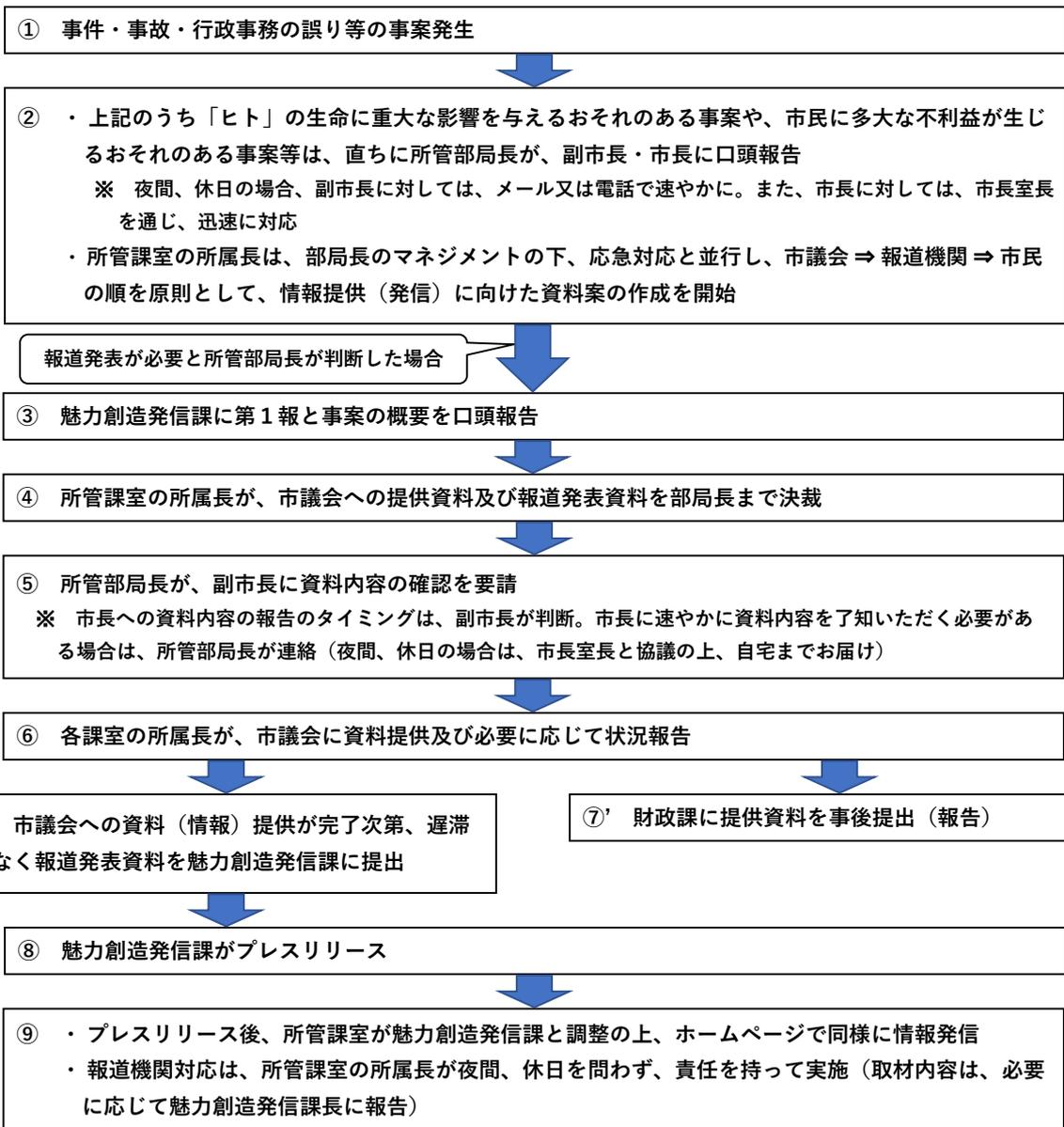
（事件や事故、行政事務の誤り等（いわゆる“マイナス情報”）の提供（発信）を行う場合）

事件や事故、行政事務の誤りは、十分な注意や組織的なクロスチェック等により、全職員において未然に防止する努力が必要ですが、不可抗力な事件、事故を含め、ミスが生じることはあります。そうした場合、いち早くその情報を上司に伝え、組織として全力で対応するとともに、市民の信頼回復のため、こうした“マイナス情報”を正確に発信していくことが極めて重要です。ただし、こうした情報の発信は、対応に追われるが故に、報告すべき相手方への情報提供のタイミングが前後したり、情報に過不足が生じたりすることがあります。

これらを防止し、事後対応の内容を含め、市議会、報道機関、市民に対する正確な情報提供（発信）をできる限り迅速かつ漏れなく実行するために、事務の流れを以下のとおり整理しました。

各部署においてご理解の上、徹底いただきますようお願いします。

事件や事故、行政事務の誤り等の情報提供（発信）を行う場合の事務の流れ
（市議会、報道機関、市民への対応を含む。）



(仮) 業務改善・業務標準化研修の実施について

事務効率の更なる向上と事務ミスの未然防止を図る観点から、「(仮) 業務改善・業務標準化研修」を実施します。

課題

- ・業務のフローが可視化されていない。
- ・所属内で仕事のやり方が共有できてない。
- ・業務の属人化が解消できない。 等



その結果、事務ミスが発生している。

対応策

令和7年度に5所属程度をモデル所属として選定し、1年を通して(仮) 業務改善・業務標準化研修を実施します。

各所属における事務手順フローを可視化することで、どの職員でも対応ができるよう業務を標準化し、ミスの発生しやすいポイントを押さえ、チェック体制の強化を図ります。

また、これにより、

- ・不要な項目の抽出
- ・RPA等のDX化を図る手順の有無の確認
- ・委託化できる業務の有無の確認

など、少数精鋭組織を目指す上で事務の基本となるポイントを押さえ、より効果的・効率的な事務運営を目指します。

全庁的に効果が波及するよう、令和8年度以降も所属を複数選定し研修を実施することで、組織力の高い職場環境づくりを実現します。

随時監査の実施について

監査委員から、毎年実施している定期監査において、同じような事務の誤りや人為的なミスが減らないとのご意見があり、事務の誤り等の削減に繋げるため、下記のとおり随時監査を実施する。

1 随時監査とは

定期監査と同内容（財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等）及び経営に係る事業の管理（公営企業等の収益性を伴う事業）が合理的かつ効率的に行われているか）について、監査委員が必要と認めるときに随時実施するもの。

2 実施時期

令和7年4月から

3 対象部局

定期監査対象部局以外の全部局

（令和7年度定期監査対象部局：危機管理室、健康福祉部、都市整備部）

4 対象事務

前年度の事業から各課1つの事業を抽出

※対象部局には監査の前月に資料の提出を依頼する

5 監査結果の公表

定期監査時と同様の取り扱い

- ・議会、市長、関係のある委員会または委員に提出
- ・本市役所前掲示場に掲示
- ・市ホームページへ掲載
- ・庁内掲示板へ掲載

6 措置状況

定期監査分と同時期に通知を求める（翌年9月頃）

守口市情報機器等再構築業務に係る新システムの運用開始

(1) スケジュール

案件	2024(R6)年度							2025(R7)年度					
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 12月中・下旬 新規LGWAN系ノートパソコン(庁内全職員) 配布 ■ 12月中・下旬 新規LGWAN系デスクトップパソコン (各課に1台) 配布 ■ 2月 新規インターネット系パソコン (各課に1台) 配布 ■ 2月 インクジェット複合機 (出先施設) 配布 ■ 3月 新システムを使った運用開始 												

(2) 新システムを使った運用開始 (令和7年3月3日から)

自席のパソコンからインターネットが見れます	■ 自席のLGWAN系ノートパソコンからアイコンをクリックすることで仮想ブラウザを通してインターネットに接続できるようになります。
自席のパソコンからウェブ会議ができます	■ 自席からウェブ会議をすることができるようになります。(PCにカメラが内蔵されています) ※ヘッドフォンやイヤホンが別途必要
テレワークの際もウェブ会議ができます	■ テレワークの際もウェブ会議に参加することができるようになります。
LGWAN・インターネット両方のメールが見れます	■ グループウェア (Garoon) から、LGWAN系・インターネット系両方のメール送受信が可能となります。 ※LGドメイン (〇〇〇lg.jp) のメールアドレスでLGWAN系・インターネット系両方のメール送受信が可能
USBメモリを使用することなくデータを移動できます	■ 無害化ファイル転送システム (インターネット系⇔LGWAN系、LGWAN系⇔マイナンバー系) を使用することで、USBメモリを使わなくても庁内間のデータのやり取りが可能となります。

公共施設におけるEV充電スタンドの運用開始について

「守口市と Terra Charge 株式会社（旧社名 Terra Motors 株式会社）とのEV充電インフラの普及促進に関する協定」に基づき設置した公共施設におけるEV充電スタンドについて、以下のとおり運用を開始する。

1. 概要

場所	守口市役所庁舎 来庁者駐車場	大枝公園 西駐車場	よつば未来公園 駐車場	守口市立図書館 地下駐車場
設置基数	2基	4基	4基	2基
電力契約者	Terra Charge	Terra Charge	Terra Charge	施設
利用対象者	施設利用者			
充電方法	専用アプリ「Terra Charge」の使用 又は スタンド備付の二次元コードの読み取り (電子決済)			
充電料金	400円/時間(※)			
利用時間	各施設駐車場の利用時間に準ずる。			
充電種別	普通充電			
充電出力	6kW			

※いずれの公共施設も駐車料金は、別途発生する。

2. 開始日

令和7年3月19日(水)

3. 運用期間

10年間